**2025(令和7)年度政策・制度予算要請**

**日本労働組合総連合会大阪府連合会**

**連合大阪河内地域協議会**

この要請の回答につきましては、2025年3月31日までにお願いします。

　＜送付先＞　　連合大阪河内地域協議会

　　　〒579-8058　大阪府東大阪市神田町10-14

　　　　TEL　072-987-8787 FAX　072-987-9944

　　　　E-Mail　 kawachi@rengo-osaka.gr.jp

**2025（令和7）年度　政策・制度予算要請**

【（★）重点項目】

目次

**１．雇用・労働・ジェンダー平等施策**

**(1)雇用対策の充実・強化について（★）**

**人材の確保とマッチング機能の強化について**

**(2)就労支援施策の強化について**

**①地域就労支援事業の強化について**

**②障がい者雇用の支援強化について**

**③外国人労働者が安心して働くための環境整備　＜新規＞**

**(3)ジェンダー平等社会の実現に向けて**

**①女性活躍・両立支援関連法の推進について**

**②女性の人権尊重と被害への適切な対応について**

**③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて**

**(4)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について**

**(5)治療・介護と仕事の両立に向けて**

**２．経済・産業・中小企業施策**

**(1)中小企業・地場産業の支援について**

**①「中小企業振興基本条例」について**

**②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について**

**③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について**

**④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて**

**(2)取引の適正化の実現に向けて（★）**

**(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて（★）　＜新規＞**

**(4)公契約条例の制定について**

**(5)海外で事業展開を図る企業への支援**

**(6)産官学等の連携による人材の確保・育成**

**３．福祉・医療・子育て支援施策**

**(1)生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について**

**(2)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について**

**(3)医療提供体制の整備に向けて（★）**

**①医療人材の勤務環境と処遇改善について**

**②医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて**

**(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）**

**①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて**

**②地域包括ケアの推進について**

**(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）**

**①保育士等の確保と処遇改善に向けて**

**②待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて**

**③市町村こども計画の策定に向けて　＜新規＞**

**④地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて**

**⑤企業主導型保育施設の適切な運営支援について**

**⑥子どもの貧困対策と居場所支援について**

**⑦子どもの虐待防止対策について**

**⑧ヤングケアラーへの対策について**

**(6)誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について**

**４．教育・人権・行財政改革施策**

**(1)教職員の長時間労働是正と人材確保について（★）**

**(2)子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について（★）**

**(3)更衣室や多目的トイレの設置・増設について**

**(4)奨学金制度の改善について（★）**

**(5)労働教育のカリキュラム化について（★）**

**(6)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について**

**(7)行政におけるデジタル化の推進について**

**(8)「マイナンバー制度」の理解促進と、「マイナンバーカード」の普及について**

**(9)府民の政治参加への意識向上にむけて**

**５．環境・食料・消費者施策**

**(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）**

**(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について**

**(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）**

**(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）**

**(5)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について**

**(6)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と**

**その実践に向けた産業界との連携強化について**

**(7)再生可能エネルギーの導入促進について**

**６．社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

**(1)交通バリアフリーの整備促進について**

 **(2)安全対策の向上に向けて**

**(3)運輸事業の交通安全対策・環境対策等について　＜新規＞**

**(4)自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について**

**(5)子どもの安心・安全の確保について**

**(6)防災・減災対策の充実・徹底について（★）**

**(7)地震発生時における初期初動体制について**

**(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）**

**①災害危険箇所の見直しについて**

**②防災意識向上について**

**(9)激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み**

**(10)交通弱者の支援強化に向けて**

**(11)持続可能な水道事業の実現に向けて**

**巻末資料**

大阪府政策・制度予算要請　用語集

**１．雇用・労働・ジェンダー平等施策**

**(1)雇用対策の充実・強化について（★）**

＜継続＞

**人材の確保とマッチング機能の強化について**

「大阪人材確保会議」で取り組みを進めている製造・運輸・建設業界だけでなく、インバウンド対応業種や医療・福祉の現場も含め様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう企業と求職者のマッチング機能強化と併せ、定着支援の取り組みも早急に強化・推進すること。

|  |
| --- |
| 【背景】　大阪府では「大阪人材確保推進会議」で製造・運輸・建設業界の人材不足解消に取り組んでいるが、それ以外にインバウンド業界や医療・福祉分野においても、継続して有効求人倍率は高位で推移している。特に『2024年問題』への対策は急務であり、人材の確保と定着の両面の取り組みが必要である。業界全体のイメージアップや関連資格取得の支援に留まらず、業界全体の労働条件向上への支援を求める。 |

**(2)就労支援施策の強化について**

＜継続＞

**①地域就労支援事業の強化について**

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、大阪府との連携を強化すること。

就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。加えて、女性が困難を抱えやすいひとり親家庭への支援事業の総合的な就業施策を強化し、支援の必要な人へ情報が届くようアウトリーチ型の取り組みも強化すること。

|  |
| --- |
| 【背景】　地域労働ネットワークが形式的な開催にならないよう、積極的な活動を求める。　就労希望者、求人企業のニーズを把握し、地域に根ざした就労支援が行われるよう、市町村と大阪府と連携した継続的な取り組みが必要。また、子育てや介護を抱える人、ひとり親へ向けた両立しやすい職業能力開発などの就労支援策を求める。 |

＜継続＞

**②障がい者雇用の支援強化について**

大阪府内企業の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例やノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。

　障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解促進のための取り組みを推進すること。

|  |
| --- |
| 【背景】雇用率は全国と同水準（全国2.33％・大阪2.35％）だが、達成企業割合は全国よりも低位（全国50.1％・大阪46.1％）であり、大手偏重の傾向にある。法定雇用率の段階的引き上げを考慮し、中小企業への取り組みが急務であり、ヒアリングによる企業ニーズ・個別課題に応じた支援が必要となってくる。地域に根ざした就労支援が重視されるため、市町村と大阪府とが連携したマッチング支援が求められている。また、2024年4月から「改正障害者差別解消法」が施行し、民間企業においても合理的配慮の提供が義務化され、共生社会実現に向け理解促進のため更なる周知・徹底が必要。 |

＜新規＞

**③外国人労働者が安心して働くための環境整備**

　地域で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、実効性ある共生支援策とするためのＰＤＣＡサイクルを構築するとともに、関係機関や大阪府と連携を強化し、状況把握・共有を図ること。

また、生活・働くうえで必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供すること。

|  |
| --- |
| 【背景】外国人労働者は2023年に204万人（大阪府14.6万人）となり過去最高を更新した。企業の今後の外国人材雇用方針（JETROアンケート調査2023）でも「今後増やす・新たに雇用する」回答が28.4％となっており、人口減少や新たな育成就労制度、大阪・関西万博を機に今まで以上に、また今までになかった業種でも外国人就労が増加することが想定される。 |

**(3)ジェンダー平等社会の実現に向けて**

＜継続＞

**①女性活躍・両立支援関連法の推進について**

女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけること。

また、各市町村として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく要因分析・是正に取り組むこと。

改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く市民へ周知し、男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を行い、「誰もが育児休業を取得できる」職場環境の整備に取り組むこと。

|  |
| --- |
| 【背景】　女性活躍推進法の改正により、101人以上の事業主については事業主行動計画の策定・公表が義務付けられ、取り組み内容や目標、男女差異などが可視化されるようになった。中小企業においても女性活躍をさらに推進するため、義務化されていない100人以下の企業へも策定を働きかけることで自社意識向上や採用時のPRへと促していくことが重要。 |

＜継続＞

**②女性の人権尊重と被害への適切な対応について**

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめるとともに、「性暴力救援センター・大阪SACHICO（松原市）」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係機関に働きかけること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づき、NPO等の団体とも連携を強化しながら支援センター等の認知度向上を進める必要がある。例えば女性支援特別サイト「あなたのミカタ」、「おおさか性と健康の相談センターcaran-coron（カランコロン）」などの関連情報を広く周知をし、相談者自身がアクセスしやすい環境づくりを進める。また、SACHICOを中心とした支援ネットワークについては、大阪市内で一部拡大されるが、引き続き利用希望者の利便性向上に向けた拡大を望む。重層的支援体制整備事業は「断らない・つながり続ける」支援の仕組みであり、実施にあたり人材確保が重要となる。 |

＜継続＞

**③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて**

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民が一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、各市町村においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい公共施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。

|  |
| --- |
| 【背景】2023年6月に「LGBT理解増進法」が国会で成立・施行されたが、社会の理解が進んでいるとは言えず、セクシャルマイノリティに対する偏見・差別は未だ残っている。条例の制定はゴールではなく、身近な市町村での取り組みが進むことが「暮らし」においては重要なため、職場（例：大阪市のLGBTリーディングカンパニー認証、茨木市のLGBTQフレンドリー企業登録など）や社会全体の理解促進に向けソフト（理解）・ハード（施設）の両方で更なる取り組みが必要。＊直近の制度導入茨木市（2022/7）、池田市（2022/11）、吹田市（2023/4）、松原市（2023/5）、泉佐野市（2024/1） |

＜継続＞

**(4)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について**

就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が多様な相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口が設置されるよう働きかけを行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化されて2年が経過したが、依然としてハラスメントは職場で多く発生している。現状、連合大阪の「なんでも労働相談」においても、相談件数はハラスメント関連がトップとなっており、依然として多数発生している状況がある。・2021.9～2022.8…556/3699件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）・2022.9～2023.8…555/3796件（パワハラ・嫌がらせ/総件数） |

＜継続＞

**(5)治療・介護と仕事の両立に向けて**

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小企業に浸透するよう、関係団体と連携して周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

　事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

|  |
| --- |
| 【背景】厚労省・経産省の両立支援ガイドの通り、「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。疾病・障がいを抱える労働者や、家族等を介護する労働者が仕事を継続できるよう、職場環境整備を行う企業に対して、理解促進を図りながら両立支援対策の強化をする必要がある。 |

**２．経済・産業・中小企業施策**

**(1)中小企業・地場産業の支援について**

＜継続＞

**①「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について　（＊条例なし）**

中小企業振興基本条例の制定に向けた審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

また、中小企業振興策において、中小企業などへの人材確保・人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

**①「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について　（＊条例あり）**

地域の中小企業振興策において、中小企業などへの人材確保・人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

|  |
| --- |
| 【背景】大阪経済の発展・成長には中小企業（27万社・従業員270万人）の健全な発展が不可欠であり、地場の市町村での取り組みが重要。＊条例制定済み市町村（＊制定順18市）：八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四條畷市、守口市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市 |

＜継続＞

**②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について**

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府と連携して図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

|  |
| --- |
| 【背景】作業動線やライン・部品配置の見直しなどのカイゼン活動を徹底することで、生産性向上、付加価値拡大の余地はまだ大きいと考えられる。地域のものづくり企業全体の力を高めることで、「○○の町」としてブランド化を進め、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつなげていく。 |

＜継続＞

**③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について**

工業高校や工業高等専門学校の専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。

加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】製造業の人材育成、人材確保は喫緊の課題となっている。強固な地場産業の構築のためにも、特に中小企業で働く若手への育成支援が必要と考えられる。 |

＜継続＞

**④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて**

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。

|  |
| --- |
| 【背景】　帝国データバンク2024年5月調査によると、企業のBCP策定率は19.8％で過去最高となったが、規模別の策定率は大企業：37.1％、中小企業：16.5％と規模間格差が拡大している。能登半島地震のような自然災害だけでなく、サイバー攻撃によるリスクなども高まっており早急なBCP策定が望まれる。 |

＜継続＞

**(2)取引の適正化の実現に向けて（★）**

府内企業における、働き方も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みを推進・拡大するため働きかけること。

特に、大手企業・中堅企業への働きかけを行い、「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性を高めること。

また、中小企業の働き方改革を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し「価格交渉の指針」の周知徹底や「しわ寄せ」防止、各種支援策の利用拡大を図ること。

|  |
| --- |
| 【背景】「パートナーシップ構築宣言」については各都道府県で補助金に対する加点措置などを実施して取り組み拡大を図っている。なお、持続的な構造的賃上げを実現するためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配により、特に中小企業が原資を確保できる「価格転嫁も含めた取引環境の整備」が必要である。取引の現場では、納品先での役務提供や買いたたき等、優先的な地位に基づく取引慣行は未だ残っており、公正な取引がなされるために中小企業への後押しが求められる。 |

＜新規＞

**(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて（★）**

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】　公契約については労務費の価格転嫁が困難との声も多く、情報サービスやソフトウェア発注取引においては、予算執行の関係等から短納期発注が行われやすい状況がある。公契約は下請法の対象外ではあるものの、下請けガイドラインや「価格交渉の指針」等に準拠した適正取引が行われるよう整備が必要。 |

＜継続＞

**(4)公契約条例の制定について**

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO第94号条約型）の制定を推進すること。

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

|  |
| --- |
| 【背景】公契約条例の制定は、公共サービスの安全・品質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保に効果があり、民間事業の活性化、人手不足の解消へも期待されている。＊総合評価入札制度導入済　27市町：大阪市、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、高槻市、茨木市、交野市、枚方市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、河内長野市、河南町、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市 |

＜継続＞

**(5)海外で事業展開を図る企業への支援**

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）遵守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

|  |
| --- |
| 【背景】海外現地法人の日本人出向者や現地経営者、マネージャー等の中核的労働基準への認識・理解不足や労使対話の欠如から、労使紛争に発展するケースも多く注意が必要。 |

＜継続＞

**(6)産官学等の連携による人材の確保・育成**

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。

|  |
| --- |
| 【背景】　重要物資の安定供給確保には、技術者・熟練技能人材の不足や人材育成が課題となっている。産官学で連携した枠組みを作り、産業に必要な人材像を明確化し教育体制を整備することで将来的な人材確保を目指す。これにより、地域のものづくり企業全体の力を高め、「○○の町」としてブランド化を進めることで、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつなげていく。 |

**３．福祉・医療・子育て支援施策**

＜継続＞

**(1)生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について**

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例提供など支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。

大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めること。

また、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

|  |
| --- |
| 【背景】　医療・福祉・介護・子育て等の分野を超えた地域生活課題について、支援を必要とする人に寄り添った包括的・伴走的な支援を行うため、重層的支援整備事業の実施体制を整備が求められる。支援体制の確立にあたっては、支援機関の人員体制確保や処遇改善を図る施策の拡充も必要となってくる。 |

＜継続＞

**(2)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について**

がん早期発見のため、若年世代から毎年受診できるよう検診制度を改定し、市民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。

また、大阪府と連携し、「健活10」「おおさか健活マイレージ“アスマイル”」等の取り組みを充実し、市民により広く周知すること。特に、高齢者の健康増進・孤立防止の取り組みを強化し、長期的な視点での介護保険負担の軽減につなげること。

|  |
| --- |
| 【背景】　健診受診率は年々改善しているものの、依然として全国最低レベルに留まっている。市町村における医療機関の数や設備に差があることで府民の受診率に差が出ないよう、市町村への支援が求められる。　また、口腔衛生については子どもの貧困や災害時の健康との関連も指摘されており、引き続き府民の予防・健康づくりを促進するための取り組みは重要であり積極的な周知を求める。 |

**(3)医療提供体制の整備に向けて（★）**

＜継続＞

1. **医療人材の勤務環境と処遇改善について**

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

　医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

　また、看護師等の医療人材確保のためキャリアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療医従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し

【①保健所大阪府設置の自治体】

　地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

【②保健所独自設置の自治体（政令市・中核市）】

保健所の体制整備に努めること。

|  |
| --- |
| 【背景】　持続可能な医療体制の維持には、医療従事者の人員体制を確保する必要があり、そのためには処遇や勤務環境の改善は欠かすことができない。2024年度から医師の労働時間上限規制が適用されるため、時間外労働時間・休日労働時間の適切な把握と管理が求められる。　また、新型コロナ対応は一定収束したものの、市町村を超えて広域を管轄する保健所も多く、新型感染症への備えも含めた体制整備は必須課題である。 |

＜継続＞

**②医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて**

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、医師不足が懸念される救急科や産科、小児科等の医師確保に向けて大阪府と連携して取り組むこと。

医療の地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内での病床機能確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築すること。

た、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。

|  |
| --- |
| 【背景】　大阪府では医療勤務環境改善支援センターや地域医療支援センター等で医師確保・地域医療の環境整備を進めている。地域で必要な医療を受けられない事態を生じさせないよう、機能分化の推進にあたっては、急性期を脱した患者への医療や高齢者の様態急変時の医療などを担う病床を確保する必要がある。　「医療と介護の連携」については、口腔（歯科衛生士）、栄養（栄養管理士）との連携強化も重要となってくる。 |

**(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）**

＜継続＞

**①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて**

人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

|  |
| --- |
| 【背景】　近年は「老々介護」も増加傾向にあり、持続可能な介護体制の整備には介護従事者の処遇改善は必須で、特に、地域包括ケアの柱として在宅介護を担うホームヘルパーの確保が重要となる。潜在介護職員の復職支援や、これからの介護を担う学生等への経済的支援も、あわせて実施していく必要がある。　また、介護現場における利用者・事業主からのハラスメントも多く、労働者を守る対策も喫緊の課題となっている。 |

＜継続＞

**②地域包括ケアの推進について**

地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターが住民のニーズに則した機能を発揮できるよう、大阪府と連携して整備すること。地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるよう知識・サービスを提供すること。

また、地域包括支援センターを拠点に高齢者と子どもの積極交流など、福祉分野の横断的な活用施策の検討を行うこと。

地域包括ケアシステムの中核機関として、各市町村に最低1カ所は、直営の地域包括支援センターを設置し、行政と福祉の連携を強化すること。

|  |
| --- |
| 【背景】介護や支援が必要な人はもとより、ヤングケアラーやビジネスケアラー等も含めたすべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが必要。地域の実情に則した質・量ともに十分なサービス提供が可能な地域包括ケアシステムの構築が重要であり、大阪府へは、市町村の個別課題や支援ニーズに対し十分な支援を求める。 |

**(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）**

＜継続＞

**①保育士等の確保と処遇改善に向けて**

保育・幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善をし、人材を確保すること。

職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舎借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアップ処遇改善事業」の実施に取り組むこと。

|  |
| --- |
| 【背景】保育人材の確保については喫緊の課題であり、労働条件・職場環境の改善を進める必要がある。「こども誰でも通園制度」が試行実施され、多様なライフスタイルに応じ保護者の孤立防止や育児負担の軽減が期待される。一方で、慣れないこどもを預かる保育現場の人手不足と業務負荷軽減への対策が必須。モデル実施、試行実施の職場・利用者からの意見を聞き取り、課題整理を図りながら大阪府においては引き続き市町村への支援を求める。 |

＜継続＞

**②待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて**

大阪府と連携して、計画的に保育園増設・保育士確保などを整備すること。

すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう意向を把握したうえで入所審査を厳格化し、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実などを行うこと。

また、医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

|  |
| --- |
| 【背景】「こども誰でも通園制度」が試行実施され、多様なライフスタイルに応じ保護者の孤立防止や育児負担の軽減が期待される。一方で、慣れない環境での子どもへの配慮や、慣れないこどもを預かる保育現場の人手不足と業務負荷軽減への対策が必須である。モデル実施・試行実施の職場・利用者からの意見を聞き取り、課題整理を図りながら引き続き市町村への支援を求める。 |

＜新規＞

**③市町村子ども計画の策定に向けて**

「子ども計画」策定にあたっては、障がいの有無や生活困窮にある子どもたちを含めたすべての子どもたちが公平な教育が受けられるよう生活実態の調査等を行い、実効性のある計画を策定すること。

困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携など、ライフサイクルを通した切れ目のない支援を行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】　こども基本法の第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされている。同法第10条（都道府県こども計画等）では、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成するよう、また、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成するよう、それぞれ努力義務が課されている。 |

＜継続＞

**④地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて**

病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービス拡充のための財政支援を行うこと。保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施可能な施設の拡大に伴う保育士・看護師確保の支援を行うこと。

　また、病児・病後児保育について、空き状況や予約をネット対応可能なシステムの拡充を推進していくこと。

さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】共働き・共育ても増加し、働き方が多様化する中、子育ての負担軽減のための支援メニュー拡大が求められている。 |

＜継続＞

**⑤企業主導型保育施設の適切な運営支援について**

企業主導型保育施設については、保育の質を確保するため認可施設への移行を進めるとともに、地域利用枠を拡大するなど地域貢献にもつなげるよう働きかけること。

|  |
| --- |
| 【背景】　企業主導型保育施設は企業の福利厚生制度でもあるが、子どもの育ちと安全を保障するため、指導・監査など市町村による関与も必要である。　R4年度以降は、研修についても指導・監査についても、大阪府から委託を受けた公益財団法人児童育成協会が実施しており、委託にあたり「同様の質を確保することを要件」との記載があるものの、大阪府の関与が減少する点については懸念がある。 |

＜継続＞

**⑥子どもの貧困対策と居場所支援について**

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき実効性のある対策と効果の検証を行うこと。

困窮家庭における相談窓口を一本化し、必要な支援が確実に享受できる体制を整備すること。就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や土日祝や夜間での相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

　「子ども食堂」が地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け取り組みを支援すること。

|  |
| --- |
| 【背景】　生活困窮者自立支援法の改正を受け、子ども食堂など居場所の充実と重層的支援体制整備事業との連携強化が盛り込まれている。NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、学習をする場などを兼ねる「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点となっているが、長引く物価上昇の影響を大きく受けている。大阪府域での食堂数は年々増加しているものの、市町村ごとの設置状況・広報状況に差が大きいことから、特に設置の少ない市町村の状況を把握し、実施支援・働きかけを大阪府へは求めている。 |

＜継続＞

**⑦子どもの虐待防止対策について**

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

　児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的取り組みや介入徹底など

【①大阪府設置自治体】

児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求めること。あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、国に強く求めること。

　また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

【②独自設置自治体（政令市・中核市）】

児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、国に強く求めること。

　また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

|  |
| --- |
| 【背景】　全国の児童虐待相談件数は2022年度に過去最多（約22万件）となり、且つ複雑・重大化をしている。引き続き、市町村と連携しながら、相談業務を担う専門職員の人材確保・育成に向けた対策を求める。 |

＜継続＞

**⑧ヤングケアラーへの対策について**

　各種の実態調査を踏まえた課題把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

　地域包括支援センターを拠点に福祉・介護・医療・教育等の様々な機関と連携を強化し、早期発見が可能な仕組みを構築し、重層的支援体制を整備すること。

　また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

|  |
| --- |
| 【背景】ヤングケアラーは子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合も多く、ケアラーとの接点がある学校・職場等で周囲が存在に気づけるよう広く認知度を高める必要がある。また、ケアラー本人が相談窓口や支援制度へアプローチできるよう、相談先の周知活動もあわせて重要な取組みとなる。 |

＜継続＞

**(6)誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について**

　自死相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制の充実など、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

　また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うため、大阪府やNPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みへの支援を行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】減少傾向にあった自死者は、コロナ禍で増加傾向に転じ、高い水準が続いている。 |

**４．教育・人権・行財政改革施策**

＜継続＞

**(1)教職員の長時間労働是正と人材確保について（★）**

教職員の長時間労働を是正するため、客観的な勤務時間管理をおこない、教職員や支援員の人材確保に努める等、労働条件の改善に向けて実効性ある対策を講じること。

　また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

|  |
| --- |
| 【背景】教育の質を高め子どもの豊かな学びを保障するためには、教職員定数の改善、教職員や支援員等の労働条件を改善し人材確保をすることが重要である。時間外在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守するよう、課題整理のうえ抜本的に業務を見直し、教員の働き方改革を推進していく必要がある。 |

＜継続＞

**(2)子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について（★）**

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行い、十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

　また、特別支援学校の教室不足への整備を早急に対応すること。

　外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

＜継続＞

**(3)更衣室や多目的トイレの設置・増設について**

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

|  |
| --- |
| 【背景】　公立学校の設備対策については、プライバシー保護や多様性への配慮だけでなく、老朽化対策やトイレ洋式化改修についても、課題として残っている。特にトイレ設備については、災害発生時には学校が避難所となるため、防災対策の観点からも早急に進める必要がある。 |

＜継続＞

**(4)奨学金制度の改善について（★）**

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元の中小零細企業に就職した場合の伴走支援型の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たな独自の返済支援制度を検討すること。

　加えて、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

|  |
| --- |
| 【背景】　関西域内でも京都・兵庫・奈良・和歌山で、また大阪府内でもいくつかの市町村で、中小企業の人材確保・府県内の就業定着策として企業支援を行っており、中小企業へ向け、従業員の奨学金の返済支援負担額の一部を補助する伴走支援型事業を実施している。 |

＜継続＞

**(5)労働教育のカリキュラム化について（★）**

　ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

|  |
| --- |
| 【背景】　アルバイトについてもワークルールへの理解は重要であり、いわゆるブラックバイト、闇バイトへの対策にもなるため、就職予定者だけでなく中学・高校での学校教育においても労働法制への学習機会が求められる。 |

＜継続＞

**(6)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について**

あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握し、差別解消に向けた具体的施策を講じること。インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

さらには、無意識による無理解や偏見（アンコンシャスバイアス）による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、差別発言等の人権侵害行為は無くなっておらず、継続した対応が必要。　近年はインターネット上での人権侵害事案も多発しており、「有識者会議」での議論経過を踏まえ実効性のある対策を進める必要がある。 |

＜継続＞

**(7)行政におけるデジタル化の推進について**

　行政によるデジタル化を推進しオンライン申請などの利便性を高め、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。あわせて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

また、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。

|  |
| --- |
| 【背景】情報格差（デジタルデバイド）対策を引き続き推進しつつ、個人にあわせた最適な手法（デジタルでも・アナログでも）が利用できるような環境整備が重要。 |

＜継続＞

**(8)「マイナンバー制度」の理解促進と、「マイナンバーカード」の普及について**

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」に対し、市民の信頼回復に向け、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及と利便性向上を図り、デジタル行政の推進やマイナポータルの活用を促進すること。マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応を求める。

|  |
| --- |
| 【背景】公正・公平な税制と安心・信頼の社会保障制度を実現するためには、正確な所得捕捉が必要になる。マイナンバーとすべての預貯金口座のひも付けを行うことで、支援を必要とする層への「プッシュ型支援制度の構築」と、「金融所得課税を含む所得税の総合課税化」の実現をめざす。 |

＜継続＞

**(9)府民の政治参加への意識向上にむけて**

　有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

　さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

　また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

**５．環境・食料・消費者施策**

＜継続＞

**(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）**

　「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減対策を継続的に実施すること。

また、外食産業をはじめ食品関連事業者に積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大すること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、各市町村の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

|  |
| --- |
| 【背景】2030年度の目標達成に向け、大阪食品ロス削減コンソーシアム、ネットワーク懇話会などを活用し、各種取り組みの情報共有を図りながら、継続的に実施する必要がある。「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、さらなる効果的な啓発活動やドギーバック活用を推奨するなどの取り組みが必要。 |

＜継続＞

**(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について**

食品ロス削減・生活困窮者支援に資するフードバンクへの具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）解決に向け相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

住む場所で取り組みの濃淡がでないよう「フードバンクガイドライン」を地域で活用すること。

|  |
| --- |
| 【背景】　事業者や市民のアクセスを向上し支援を必要とする人に繋げるため、市町村においては情報提供・情報発信とマッチング支援が求められる。市町村をまたがる活動も多く、大阪府とも連携した取り組みが必要。 |

＜継続＞

**(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）**

一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。あわせて、民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け審議会等の環境整備をすること。条例策定においては労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、悪質クレーム（カスタマーハラスメント）をしない・させない取り組みを進めていく必要がある。　東京都では条例・ガイドライン制定に向けた議論が進められており、「経済都市・大阪」としても、カスタマーハラスメントの予防・禁止に向けた整理が必要と考える。 |

＜継続＞

**(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）**

成人年齢引き下げやＩＣＴ普及に伴い、若年層の消費者トラブル防止について学校教育現場での啓発活動や支援の拡充に加え、家庭でも消費者教育を学べる教材作成などの対策を講じること。

また、公共交通機関でのトラブル防止、働く者の安心・安全の確保のため、利用者のマナー・モラル向上に対する理解促進を図り「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

警察や公共交通事業者と連携し、駅構内や車内巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

|  |
| --- |
| 【背景】成人年齢の引き下げにより、悪徳商法などによる若年層の消費者被害拡大が強く懸念されている。スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、ネット上の売買やゲーム課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生も対象に含めた学生への消費者教育は急務となっている。また、公共交通機関における暴力行為はコロナ禍で一旦減少したものの再び増加傾向にあり、鉄道・バス・タクシー等の運転士や係員への安全確保が重要な課題となっている。事業者主体の取り組みだけでなく、倫理的行動への変容に向けては警察や自治体の協力も不可欠。 |

＜継続＞

**(5)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について**

特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。

　高齢者に向けては、従来型のチラシ・ポスターやテレビＣＭでの周知についても充実させること。

|  |
| --- |
| 【背景】　高齢者が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。　家族や金融機関、店舗などが高齢者への声掛けをできるよう、SNS等のインターネットを活用した注意喚起と、高齢者へ直接訴えかける紙媒体での注意喚起と、それぞれにあわせた効果的なアプローチが必要である。また被害防止には、SNS等の悪用で安易に実行犯を増やさないことも重要な対策となる。 |

＜継続＞

**(6)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と**

**その実践に向けた産業界との連携強化について**

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の主な取り組みの進捗や支援内容を周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

「グリーン成長戦略」の14重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況、今後の推進計画などに関して広く共有し、規制見直しなどを含めて必要な支援を強化していくこと。

|  |
| --- |
| 【背景】　政府のグリーン成長戦略では温暖化対策は「制約・コスト」から「成長の機会」と捉えており、成長戦略ではエネルギー供給側・産業側の取り組みを中心としている。エネルギーや製品の供給を受ける（需要）側の府民についても、脱炭素化に向けた意識を持ち行動変容が求められている。 |

＜継続＞

**(7)再生可能エネルギーの導入促進について**

再生可能エネルギーの導入促進のため、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図ること。

再生可能エネルギーの効率的な利用のため、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

**６．社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

＜継続＞

**(1)交通バリアフリーの整備促進について**

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。

|  |
| --- |
| 【背景】公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。また、車いす利用の際、バスは電車以上に乗降時の補助やスロープ板対応が必要なため、バス停の整備・改良も検討が必要。障害者差別解消法の改正により2024年4月より合理的配慮が義務化されたが、譲り合い・助け合い等の周囲の気遣いは必須であり、府民に対して意識変容を求めていく。 |

＜継続＞

**(2)安全対策の向上に向けて**

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、固定資産税の軽減特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

＜新規＞

**(3)運輸事業の交通安全対策・環境対策等について**

運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を進めること。また、道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、大阪府や関連事業者と提携し具体策を推進すること。

|  |
| --- |
| 【背景】国民生活を支えるインフラ整備に寄与するための「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき、大阪府へは引き続き安全運行確保の為の予算措置を求めている。いわゆる2024年問題に対応し、これまで以上に休憩や荷待ちのためトラックのSA・PAや道の駅の利用機会増加が想定される。社会インフラとしての物流確保と渋滞緩和への施策として、運転手の長時間労働抑制に向けトラック休憩施設の整備なども重要と考える。 |

＜継続＞

**(4)自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について**

事故防止のため、自転車専用レーンの整備を行うこと。

自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の運転者への取締り強化や、購入時講習の実施など、法令遵守・マナー向上に向けて周知・徹底を図ること。

また、2023年4月以降、自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を検討すること。

インバウンドを含めた外国人への交通ルール・マナーの理解促進のため、レンタル事業者等に対し指導を実施すること。

|  |
| --- |
| 【背景】自転車事故死傷者数のヘルメット着用率（R5）は、全国ワーストであり、府内の市町村においてもヘルメット購入補助や高齢者への配布などの対策がされている。インバウンドを含め交通ルール・交通事情を知らない観光客が大勢来阪する中で、安心・安全の取り組みは一層重要である。また、2026年度実施に向け自転車への青切符・罰金を検討されているが、法改正を待たずとも交通ルールの遵守にむけた対策は必要。 |

＜継続＞

**(5)子どもの安心・安全の確保について**

保育中・通園中の子どもや保育士の交通事故を防止するため、保育施設周辺への「キッズ・ゾーン」設置に向け関係機関の意向を把握すること。

危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため危険箇所から優先してガードレール未設置の所は早期の設置を行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所への必要なメンテナンスも行うこと。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、府や国への要請を行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】現在、キッズ・ゾーンは東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市で設定が進められており、泉佐野市でもモデル園が指定されている。 |

＜継続＞

**(6)防災・減災対策の充実・徹底について（★）**

共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。

災害発生時の情報提供ツールとして、ホームページを見やすくわかりやすい様に工夫を行い、市民へ直接情報発信可能な「大阪防災アプリ」「おおさか防災ネット」等の利用を促進すること。

災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化ができるよう取り組むこと。

地域防災の担い手となる、「防災士」の取得促進の広報や、各種研修を充実させること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。

|  |
| --- |
| 【背景】的確な情報発信、防災意識・知識の向上、福祉対策の観点で平時から準備を行う。市町村のハザードマップや防災マニュアルを活用し、避難場所確認・防災用品の準備など府民が個々に自発的に対策できるように、継続した啓発活動が必要である。能登半島地震にて介助が必要な方の福祉避難所が不足し受入れが困難な状況が続いたため、福祉避難所の指定を促進しあらかじめ災害時の対応を想定しておく必要がある。災害関連死を防ぐためにも、避難所・トイレ等の衛生環境を早期に整えることが重要であり、運営については、女性の視点を取り入れ安心・安全につなげていく。 |

＜継続＞

**(7)地震発生時における初期初動体制について**

各自治体において有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な初動対応がとれるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生時においては勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携を近隣自治体に働きかけること。

企業との合同防災訓練や、一時滞在施設として備蓄を要請するなど、企業の大規模災害時への対策を強化すること。

|  |
| --- |
| 【背景】南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。大規模災害には交通機関の麻痺が想定され、自治体職員においては勤務地にこだわらず最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等柔軟な行動が求められる。一方で企業においては、従業員や帰宅困難者の一時滞在施設になる等の役割も求められるため、常設災害ボランティアセンターなどと地域企業との連携した取り組みも有効と考えられる。 |

**(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）**

＜継続＞

**①災害危険箇所の見直しについて**

災害未然防止のため斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であり、すでに整備済みであっても、危険度が高い地域の未然防止の観点から日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。

|  |
| --- |
| 【背景】線状降水帯などの局所的な豪雨が近年頻発しており、想定以上の被害が発生している。 |

＜継続＞

**②防災意識向上について**

必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い日頃の防災意識が高まるよう継続した情報提供に取り組むこと。

また、安全確保の観点から、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、事業活動を休止する基準や仕組みの周知・理解促進を図ること。

|  |
| --- |
| 【背景】山林、湾岸、河川など地域の状況にあわせた避難行動がとれるよう、平時より住民の防災意識を高め、有事の際は外出抑制や早期帰宅の判断ができるよう継続した訓練・意識づけが必要。 |

＜継続＞

**(9)激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み**

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時は、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体がともに責任を持って進めること。

|  |
| --- |
| 【背景】能登半島地震において、各種インフラ復旧は未だ大きな課題となっている。自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災は、用地外土砂・倒木の流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、早期復旧には事業者や地権者といった関係主体と積極的に連携する必要がある。 |

＜継続＞

 **(10)交通弱者の支援強化に向けて**

地域実態を調査し、その結果を踏まえバス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

大阪府とも積極的に連携し、「地域公共交通会議」「法定協議会」ではいわゆる交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見も反映すること。

なお、ライドシェアを実施する場合、既存のタクシー事業と同様に、公共交通で保障されている利用者の安心・安全、ドライバーの安全確保、車両管理責任を十分確保すること。

|  |
| --- |
| 【背景】通勤・通学や医療・介護、各種行政サービスなど、市民生活に必要不可欠である。市民の自由な移動を確保するため、路線バスをはじめとした公共交通の減少・廃止は、喫緊の課題となっており、広域行政の役割として大阪府も積極的な地域公共交通への関与が必要である。地域活性化に向け、クロスセクター効果を算出して乗る人も乗らない人も地域全体で公共交通のあるべき姿を検討すべきである。ライドシェアを実施するタクシー事業者には、運行・車両・運転者の管理責任が求められる。但し、市民生活に必要不可欠な地域公共交通の不足はライドシェアだけで解決できる課題ではなく、タクシー事業の営業区域見直しや、安全確保を大前提とした自動運転技術等の先進技術活用も含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等とも連携しながらあらゆる手段を検討すべきである。 |

＜継続＞

**(11)持続可能な水道事業の実現に向けて**

持続可能な上・下水道事業の実現に向け、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承のため官民連携による相互間研修を導入すること。

水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みに対する支援や、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者への支援を行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

**大阪府政策・制度予算要請　用語集**

**１．雇用・労働・ジェンダー平等施策**

**＊大阪雇用対策会議**

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

**＊大阪人材確保推進会議**

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと雇用促進を図るため、業界団体や行政機関、経済団体、労働団体等で構成する会議。

**＊2024年問題**

　「働き方改革」にともない2019年に労働基準法が改正され、多くの業種にて時間外労働の上限が規制された。運送業と建設業、医師は準備期間として5年間の適用が猶予されていたが、2024年4月から上限規制が適用される。過労死などのリスクに直面してきた多くの労働現場で長時間労働の是正が期待される一方で、物流の停滞や路線バスの減便、地域医療の不足など様々な影響が懸念されている。

**＊地域就労支援事業**

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就労にむすびつかない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者等）を支援する事業。

**＊地域労働ネットワーク**

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

**＊おおさか男女共同参画プラン**

大阪府では、2001年７月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。その後、2006年に一部改訂を経て、2011年に「おおさか男女共同参画プラン(2011－2015)」を、2016には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016－2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

**＊性暴力救援センター・大阪SACHICO**

　性暴力に関する当事者の視点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活動を続けている、性暴力被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めてのプロジェクト。支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、連携している関連機関（女性の安全と医療支援ネットというネットワークシステム）の支援が可能な、被害者にとってのワンストップセンターとして機能。

**＊特定妊婦**

「貧困」、「DV」、「予期せぬ妊娠」、「若年妊娠」など、複雑な事情を抱え、子どもの養育について出産前に特に支援が必要と認められる妊婦のこと。増加傾向にあり、全国に約8,000人いるといわれる。母子の体調のような医学的なリスクだけでなく、子どもを育てる環境に大きなリスクを抱えている場合がある。

**＊LGBTQ**

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」「Queer（クィア）／Questioning（クエスチョニング）」の頭文字をとった言葉で、いわゆるセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ＋」という表現が使われることもある。

**＊SOGI（性的指向と性自認）**

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

**＊大阪府パートナーシップ宣誓証明制度**

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。2024年4月からは京都府・兵庫県の実施自治体との連携がスタートし、転居に伴う手続きの負担軽減を図っている。

※府内では、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、交野市において同様の制度が実施されている。（2024年1月時点）

**２．経済・産業施策・中小企業施策**

**＊中小企業振興基本条例**

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

**＊技能五輪全国大会・技能五輪国際大会**

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則23才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

**＊ＢＣＰ：Business Continuity Plan（事業継続計画）**

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

**＊ＢＣＰ策定大阪府スタイル**

中小企業庁は、令和元年7月からＢＣＰ策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版ＢＣＰ『これだけは！』シート」（以下、「府シート」という。）を令和元年12月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『ＢＣＰ策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のＢＣＰ策定率向上、災害対応力向上を図る。

**＊サプライチェーン**

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

**＊パートナーシップ構築宣言**

連合会長、経団連会長、日商会頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

**＊公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市として神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県として奈良県で初めて制定された。

**＊総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。

大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

**＊中核的労働基準**

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の４分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱うILO（国際労働機関）によって定められている。

**＊人権デュー・デリジェンス**

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。

人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

**＊関西蓄電池人材育成等コンソーシアム**

　蓄電池・材料の国内製造基盤として、サプライチェーン全体で約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していく目標が掲げられている。蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立（事務局：近畿経済産業局）。

本コンソーシアム（共通目的のために集まった共同事業体）では、産学官が抱える人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取り組みについて議論。関西エリアを中心として、令和6年度を目処に、工業高校や高専等での教育カリキュラムの導入、産総研など支援機関における教育プログラムを本格的に開始するべく取り組みを検討する。

**３．福祉・医療・子育て支援**

**＊地域包括ケア**

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

**＊大阪府高齢者計画2024（仮称）**

　「大阪府高齢者計画2024（仮称）」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生き生きと暮らせる社会を構築するため、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「介護保険事業支援計画」、「老人福祉計画」、「介護給付適正化計画」、「認知症施策推進計画」を一体的に策定するもの。

　医療、福祉、介護等の専門家や有識者で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」で、現行計画である「大阪府高齢者計画2021」の取組み状況を踏まえ、協議を行い、パブリックコメントを経て、令和6年3月に計画を策定予定である。

**＊生活困窮者自立支援制度**

　2013（平成25）年12月、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、2015（平成27）年4月より施行された。

　生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

**＊セーフティネット住宅**

　高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な人は今後も増加する中、住宅セーフティネットの根幹である「公営住宅」は大幅な増加が見込めない。一方で民間の空き家・空き室は増加しており、それらを活用した新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月から開始。大きな柱として、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援、を掲げている。

＊住宅確保要配慮者

　低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯（妊婦含む）、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、北朝鮮拉致被害者等、犯罪被害者等、生活困窮者、更生保護対象者、東日本大震災による被災者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBTをはじめとする性的マイノリティ、UIJターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者（大阪府居住安定確保計画における範囲）

**＊AYA世代**

　Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、思春期（15歳～）から30歳代までの世代を指す。AYA世代で発症するがんの特徴としては、「希少がん（新規に診断される症例の数が10万人あたり年間6例未満のがん）」と呼ばれる珍しいがんが多い。また、学業、就職、結婚など、大きなライフイベントが集中する時期でもある。

**＊第4期大阪府がん対策推進計画**

がん対策基本法第12条第１項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画。第4期計画では2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間を計画期間としている。

基本理念として「がんになっても適切な医療を受けられ、安心して暮らせる社会の構築」を掲げ、その実現に向け「がん死亡率の減少」、「がんり患率の減少」、「がん生存率の向上」、「がん患者や家族の生活の質の維持」を全体目標としている。

**＊健活10**

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

**＊大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”**

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

**＊二次医療圏**

都道府県が医療政策を立案するために、一次・二次・三次の医療圏を設定している。

一次医療圏は診療所などの外来を中心とした日常的な医療を提供する地域区分で、原則は市区町村が中心。

三次医療圏は、重度のやけどの治療や臓器移植など特殊な医療や先進医療を提供する単位で、北海道を除いて各都府県がひとつの区域となる。

二次医療圏は、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域である。人口や入院患者の流出入の状況に基づき、通常は複数の市区町村で構成する。医師数や病床数などの計画は二次医療圏をベースにしており地域医療の基本的な単位といえる。

医療の高度化や医師の偏在が進んでいることから、政府は「病院完結型」から「地域完結型」の医療に体制を移行しようとしている。医師の確保策や病院再編の検討も、二次医療圏を軸にして進められている。

**＊地域包括支援センター**

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。

専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

**＊ビジネスケアラー**

　仕事をしながら家族等の介護に従事する人。ピークを迎える2030年時点では約318万人になると推計されており、労働力の低下に拍車がかかる懸念がされている。

**＊放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業**

指導員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助することで、一般的に他業種に比較して低いといわれている学童保育指導員の賃金を上げると共に、指導員の学びに応じた賃金制度を実施しやすくすることにより保育の質を高めることをねらいとしている。なお、市町村が実施主体となる。

**＊企業主導型保育（事業）**

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75％相当と運営費の助成が受けられる。

**＊第2次大阪府子ども貧困対策計画**

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取り組みにより、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）

第9条に基づき、平成27年3月に第1次子どもの貧困対策計画を策定した。さらに、企業等とも連携しながら引き続き総合的な取り組みを進めるとともに、市町村における地域の実情に応じた取り組みを後押しし、すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、第2次子どもの貧困対策計画（令和2年度から6年度）を策定。

**＊子ども食堂**

「子ども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、おなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、滋味豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと、さまざま。

コロナ禍において、こども食堂は居場所としての開催は難しくなったが、それでも日頃からのつながりを生かし、お弁当や食材等の配布などのフードパントリーの活動などに変え、子ども・子育て世帯等とのつながりを守り、活動を続けている。

**＊子どもの権利条約**

　世界中すべての子ども達がもつ権利を定めた条約。1989年に国連総会で採択され、196の国・地域で締約し日本は1994年に批准している。

　子どもが大人と同じように一人の人間として持つ権利を認めるとともに、成長過程にあって保護・配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

**＊こども基本法**

　すべてのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として、2023年4月施行された法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見反映について定めている。

**＊児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）**

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

**＊オレンジリボン運動**

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

**＊ヤングケアラー**

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。

**４．教育・人権・行財政改革施策**

**＊スクールカウンセラー（SC）**

　児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

**＊スクールソーシャルワーカー（SSW）**

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通し、児童・生徒の支援をおこなっている。

**＊奨学金返済支援制度**

都道府県や地方公共団体（市区町村）、企業等が主体で行っており、条件付きで返還の一部を肩代わりし、経済的負担・心理的負担の軽減に繋がる。

**＊大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例**

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為であることから、大阪府は2019（令和元）年11月1日、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」）を施行した。

**＊インターネットリテラシー**

　インターネットの情報・事象を正しく理解し、適切に判断、運用できる能力。プライバシー保護やセキュリティ対策が行えることや、対面ではしないであろう差別的な発言や誹謗・中傷などを行わないこと、など。

**＊新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**

令和2年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、創設された交付金。本交付金は、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、各自治体の判断により、感染症対策等に自由に使うことができる仕組みになっている。

**＊情報格差**

一般に、情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指す。

**＊マイナンバー制度**

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現　などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野を中心に、複数の機関が保有する個人の情報について、同一人の情報であることを効率的に確認するとともに、それらを活用するための制度。

**＊共通投票所制度**

　通学区域など地域ごとの投票所のほかに、駅前や大型商業施設など、だれでも投票可能な共通の投票所を設置できる制度。平成28年（2016）の公職選挙法改正により設置。

　ただし、「二重投票の防止」にかかるコストがかかる。

**＊記号式投票**

　地方公共団体の首長・議会選挙においては、条例で定めることで記号式投票を採用可能。但し、点字・期日前・不在者投票は除外され、投票当日の投票のみ可能。

　あらかじめ候補者名や政党名が書かれた投票用紙に、投票者が何らかの定められた記号（○やチェック）を記す投票方式。 マークシートやパンチカード、電子投票などもこれに当たる。

　兵庫県神戸市では、2021年4月に「神戸市長選挙における記号式投票に関する条例」が施行され、同年10月執行分から導入された。2013年・2017年と5割未満だった投票率は53.85％となった。

**＊主権者教育**

　国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと（総務省「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」）。子どもたちが政治・社会に関心を持ち、それを自分事として考えたうえで選挙等に主体的に参加する意識を養う教育。

**５．環境・食料・消費者施策**

**＊おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

**＊3010運動**

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後30分は席を立たずに料理を味わい、お開き10分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

**＊食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）**

2019年5月24日成立、同5月31日に公布された法律。

食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

**＊フードバンク**

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲りうけ、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

**＊カスタマーハラスメント**

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

**＊「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」**

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとされている。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

※実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）：CO2などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡（プラスマイナスゼロ）を達成すること。実現した社会を＝「脱炭素社会」と称する。

**＊脱炭素先行地域**

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとされる。先行的な取り組みを実施し、各地の創意工夫を横展開する。

**＊2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン政調戦略**

グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り具体的な見通しを示している。

・エネルギー関連産業…　①洋上風力・太陽光・地熱　②水素・アンモニア　③次世代熱エネルギー　④原子力

・輸送・製造関連産業　…⑤自動車・蓄電池　⑥半導体・情報通信　⑦船舶　⑧物流・人流・土木インフラ　⑨食料・農林水産業　⑩航空機　⑪カーボンリサイクル・マテリアル

・家庭・オフィス関連産業　…⑫住宅・建築物・次世代電力マネジメント　⑬資源循環関連　⑭ライフスタイル関連

**＊「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」**

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年３月に策定。なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

**＊再生可能エネルギー**

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

**＊スマートグリッド**

IT技術を活用し、発電所の「供給側」と家庭や事業所などの「需要側」の電力需給を自動制御し、需要に応じて供給側・需要側の双方から発電施設からの電力量をコントロールできる技術を持った次世代電力供給システムのこと。

**６．社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

**＊避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

**＊クロスセクター効果**

　「地域公共交通の運行に対して行政が負担している財政支出」と「地域公共交通を廃止したときに追加的に必要となる分野別代替費用（例：路線バスに代わり、スクールバスや病院送迎バスを実施するための費用）」というコスト同士を比較するもの。

**＊大阪スマートシティパートナーズフォーラム**

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立された。

※シビックテック（Civic Tech）：シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。